

告 示

埼玉県告示第百五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により越生町西和田・河原山土地区画整理組合から越生町西和田・河原山土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕